

① 緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金の再貸付について、申請受付期間を「令和3年3月末日」から「令和3年6月末日」まで延長する。

② 総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末日までに総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了する。